

# 計量行政概要

平成19年度

福岡県計量検定所

## ま え が き

計量制度は、私達が日常、経済・社会の活動を行う上で、極めて重要な基盤をなすものです。

本県におきましては、計量制度の中核をなす計量法の目的を達成するため、基準器等の計量標準の供給、特定計量器の検定・検査、適正な商品量目及び特定計量器の使用を確保するための立入検査等による指導、その他計量思想の普及啓発を行うための諸施策を実施しております。

民間活用が進む中、本県においても平成18年4月から指定定期検査機関に定期検査の一部を委託し、管轄内の全市町村でひとつとおり実施しました。今後も効率的に社会ニーズに対応し、地域性を活かした計量行政と全国的統一性を確保する計量行政とのバランスをとりながら、消費生活、産業活動を支える基盤としての計量行政の充実整備に努めています。

皆様方の、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

この行政概要は平成19年度に実施しました事業の実績をまとめたものです。

本書が、本県の計量行政に御理解をいただくための参考資料として御利用いただければ幸いに存じます。

平成20年7月

福岡県計量検定所長  
能 塚 博 俊

# 目 次

第 1	総 説	
1	沿 革	1
2	施設の所在及び規模等	1
3	機構と業務内容及び職員の配置	2
4	歳入と歳出	3
5	検定・検査設備(基準器等主要設備)	4・5
第 2	計量関係事業の登録・届出及び指定	
1	概 要	6
2	登録・届出及び指定の事務処理状況	6
3	計量証明事業者の登録	6
4	製造・修理事業の届出	7
5	販売事業の届出	7
6	適正計量管理事業所の指定	7
7	指定製造事業者の指定	7
8	特殊容器製造事業者の指定	7
第 3	特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査	
1	概 要	8
2	特定計量器検定・装置検査実績	9
3	基準器検査実績	10
4	検定・検査個数及び手数料比	10
5	検定・検査個数実績の推移	11
6	基準器検査個数実績の推移	11
第 4	特定計量器の定期検査	
1	概 要	12
2	定期検査の検査実績(市・郡別)	13
3	特定計量器器種別定期検査の検査実績	14
4	定期検査実績の推移	14
第 5	計量証明事業者の計量証明検査	
1	概 要	15
2	一般計量証明事業者の計量証明検査実績	15
3	環境計量証明事業者の計量証明検査実績	16
4	計量証明検査実績の推移	16
第 6	立入検査	
1	概 要	17
2	立入検査結果	18
	(1) 特定計量器の立入検査結果	18
	ガスメーター(都市ガス)立入検査結果表	18
	ガスメーター(家庭用プロパン)立入検査結果表	18

燃料油メーター立入検査結果表	18
液化石油ガスメーター立入検査結果表	18
水道メーター立入検査結果表	18
タクシメーター立入検査結果表	18
子メーター(電気計器・水道)立入検査結果表	18
(2) 商品量日の立入検査結果	19
中元時期全国一斉量目立入検査結果表	19
年末年始時期全国一斉量目立入検査結果表	19
(3) 定期検査の立入検査結果	19
(4) 計量関係事業者等の立入検査結果	20
(5) 苦情等に基づく調査依頼の立入検査結果	20

## 第 7 計量思想の普及啓発事業及びその他の指導事業

1 計量記念日事業	21
(1) 計量記念日式典	21
(2) 計量ひろば	21
2 計量モニター	21
(1) 計量モニターの商品分類別集計表	22
(2) 計量モニターの地区別集計表	22
3 試買商品量目審査会	23
(1) 試買商品量目審査会結果表	23
4 計量教室	23
(1) 商品別量目審査結果表	24
(2) 地区別量目審査結果表	24
5 おもしろ計量教室	24
6 計量管理強調月間	25
(1) 計量技術講習会の実施	25
7 講習会等	25
(1) 一般計量証明事業者主任計量者講習会	25
(2) 福環協計量士部会講習会	25
(3) (社)福岡県計量協会計量管理部会の実務研修	25

## 第 8 その他

1 特 定 市	26
2 計量関係団体等	26
3 計量検定所案内図	27

# 第 1 総 説

## 1 沿 革

本県における計量の歴史は、明治24年の度量衡法の公布により、明治26年1月に福岡県常置検定所として、床面積82.5㎡・技手1名・雇1名・小使1名の職員で所在地は不明であるが、開設されたことにより始まっている。

以来、幾多の変遷を経て現体制に至っているが、その年次略譜は次のとおりである。

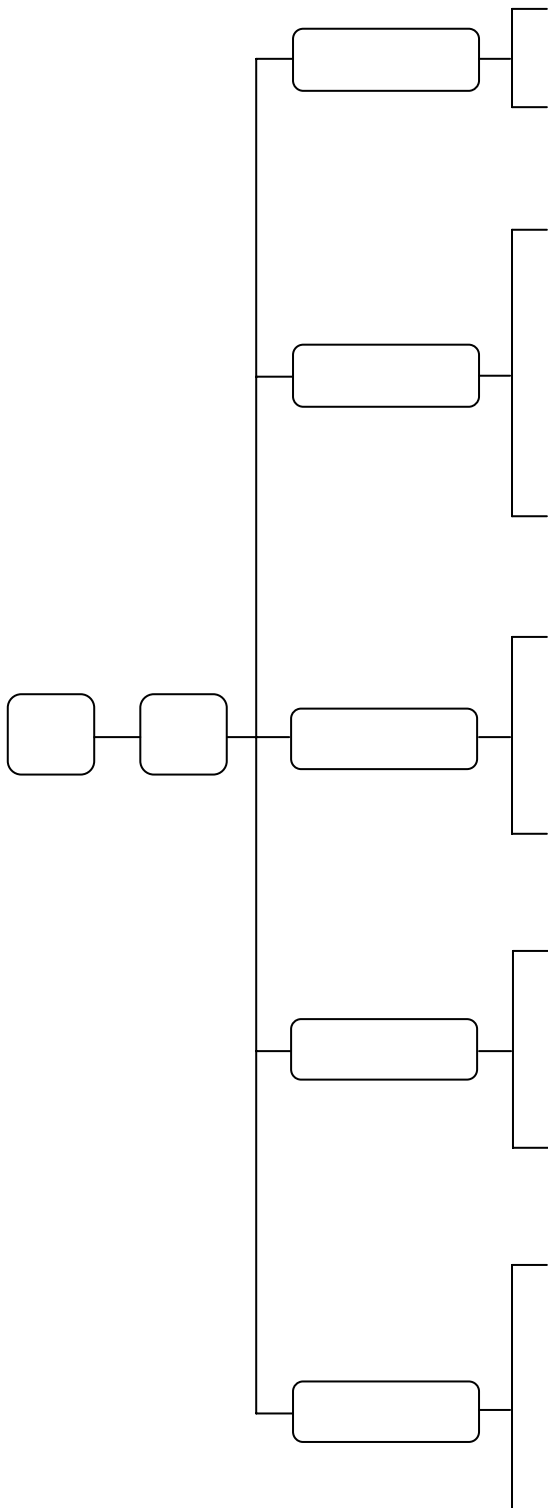
24	3	
26	1	
37	1	
7	9	
13	12	
21	6	( )
26	6	
30	4	
	11	
33	2	
40	10	
45	5	
47	4	
51	4	
57	4	
15	3	
	4	

## 2 施設の所在及び規模等

7,693.24 2,098.91	811-2302 TEL (092) 939-1541	188-2 FAX (092) 939-1542	
2,153.71 323.00	807-0831 TEL (093) 601-2664	3-8-1 FAX (093) 601-2664	
1,983.00 467.25	830-0072 TEL (0942) 27-1383	3125 FAX (0942) 27-1383	

### 3 機構と業務内容及び職員の配置

計量検定所は、県商工部の出先機関で、その機構及び所管業務は次のとおりである。



(平成20年4月18日現在)

#### 4 歳入と歳出

##### 歳 入

(単位：円)

科 目	年度決算額
検 定 手 数 料	25,766,140
定 期 検 査 手 数 料	172,100
基 準 器 検 査 手 数 料	1,766,950
計量証明事業計量器検査手数料	6,760,800
計量証明事業の事業の登録	753,200
計量証明事業登録証の訂正	31,500
計量証明事業登録証の再交付	8,750
計量証明事業登録簿謄本交付	760
適正計量管理事業所指定	12,750
適正計量管理事業所検査	7,400
指定製造事業者検査	0
合 計	35,280,350

##### 歳 出

(単位：円)

科 目	年度決算額
賃 金	65,900
報 償 費	375,500
普 通 旅 費	3,454,710
費 用 弁 償	0
食 糧 費	66,674
光 熱 水 費	2,006,875
そ の 他 の 需 用 費	7,867,724
通 信 運 搬 費	886,947
そ の 他 の 役 務 費	7,017,800
委 託 料	14,134,058
使用料及び賃借料	632,515
工 事 請 負 費	1,650,500
備 品 購 入 費	448,350
負担金補助及び交付金	80,400
公 課 費	0
交 際 費	0
償還金、利子及び割引料	0
合 計	38,687,953

5 検定・検査設備（基準器等主要設備）

（ 1 ） 基準器

( 5m )	1	1	0	0
( 1mg 20kg )	30	30	0	0
( mg 20kg )	133	60	42	31
( 500kg )	2	2	0	0
( 200Mpa )	1	1	0	0
( 0.05 Mpa )	1	1	0	0
( 0.1 10Mpa )	2	1	1	0
( 0 300mmHg )	1	1	0	0
( 80mm )	1	1	0	0
( 13mm )	2	2	0	0
( 500L )	2	2	0	0
( 50L )	1	1	0	0
( 21L )	2	2	0	0
( 19L )	2	2	0	0
( 10L )	1	1	0	0
( 5L )	1	1	0	0
( 2L )	1	1	0	0
( 10L ( ) )	1	1	0	0
( 20L )	1	1	0	0
( 10L )	1	1	0	0
( 110L )	1	1	0	0
	1	1	0	0
	16	16	0	0
	9	9	0	0
( 10L )	2	2	0	0
( 5L )	2	2	0	0
( 2L )	2	2	0	0
( 1L )	2	2	0	0
	7	4	2	1



( 2 ) 主な検定検査設備

	4	2	1	1
	6	4	2	0
	6	2	2	2
( 20kg )	100	100	0	0
( 1,000kg )	74	55	19	0
( 500kg )	16	14	2	0
( 20kg )	143	67	39	37
( 20kg )	47	1	29	17
	3	1	1	1
( 0.005kg )	1	1	0	0
( 0.205kg )	4	2	1	1
( 5.1kg )	3	1	1	1
( 30kg )	3	2	1	0
( 1,200kg )	1	1	0	0
	6	2	2	2
( )	6	3	2	1
	3	1	1	1
	1	1	0	0
	1	1	0	0
	2	2	0	0
	1	1	0	0
( 250kg )	1	1	0	0
( 1,500kg )	1	1	0	0
	1	1	0	0
	3	1	1	1
	39	39	0	0
	4	3	1	0

## 第 2 計量関係事業の登録・届出及び指定

### 1 概 要

適正な計量の実施を確保するため、法第107条の規定による計量証明事業(一般・環境)の登録、法第122条の規定による計量士の登録の進達、法第58条の規定による特殊容器製造事業者の指定及び法第127条の規定による適正計量管理事業所の指定並びに法第91条の規定による届出製造事業者の指定検査の事業を行っています。

また、正確な特定計量器を供給するため、法第40条の規定による特定計量器製造事業の届出の進達、法第46条の規定による特定計量器修理事業の届出及び法第51条の規定による特定計量器販売事業の届出の受理業務を行っています。

### 2 登録・届出及び指定の事務処理状況

				9	5	2	22				38
		2	19								21
	8	13	37	45	70			37			210
				5	2						7
		8	15		3			3			29
											0
				1							1
								8			8
								1			1
	8	23	71	60	80	2	22	49	0	0	315

### 3 計量証明事業者の登録

	157	173
	5	9
	1	1
	8	8
	54	57
	29	29
	27	27

4 製造・修理事業の届出

			9	15
	13	14	20	26
	12	12	19	30
	7	7		
			22	30
			1	1
	1	1	2	2
	1	1	2	2
	5	6	6	6
	5	6	5	5
			2	2
	5	6	5	5
			1	1
	1	1		
	1	1		
	3	3	4	4
	3	3	7	7
	2	2	3	3
			1	1
			1	1
			1	1
			20	22
			20	22
			20	22
	59	63	172	209

5 販売事業の届出

( )		543

6 適正計量管理事業所の指定

		0	0
		28	31
		13	56
		8	864
		49	951

7 指定製造事業者の指定

		1
		1
		1
		1

8 特殊容器製造事業者の指定

		1

### 第 3 特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査

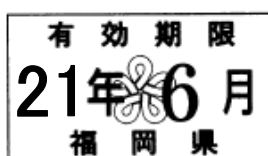
#### 1 概 要

正確な特定計量器の供給を図るため、検定・装置検査及び基準器検査を行っています。取引・証明に使用する特定計量器は検定又は装置検査に合格したものでなければ使用できません。

(法第 16 条)ただし、特殊な種類の特定計量器の検定については経済産業大臣又は指定検定機関が、電気計器の検定については日本電気計器検定所が行っています。

検定・装置検査に合格した特定計量器には、検定証印・装置検査証印が付され、また、タクシーメーター・燃料油メーター・ガスメーター及び水道メーター等の有効期間のある特定計量器には有効期限を表す数字印を付すほか、有効期限を示す合格シールを貼付しています。

各証印の形状ならびに合格シールは次のとおりです。



各特定計量器の有効期間は次のとおりです。

タクシーメーター	.....	1 年
液化石油ガスメーター	.....	4 年
燃料油メーター	.....	5 年又は 7 年
ガスメーター	.....	7 年又は 10 年
水道メーター	.....	8 年

基準器は、特定計量器の検定・検査の基準として用いられているほか特定計量器の製造・修理事業者及び適正計量管理事業所に必要な設備として設置されているもので、特定計量器の正確度をチェックするため高い精度が要求され、器種・型式別に基準器検査の有効期間が定められています。

基準器検査は、基準器の区分に従い経済産業大臣・都道府県知事及び日本電気計器検定所が実施しています。

都道府県知事は、タクシーメーター装置検査用基準器・基準面積板・基準はかりの一部・基準分銅(一級～三級)・基準タンクの一部及び基準ガスメーターの一部について実施しています。

なお、基準器検査に合格した基準器には、基準器検査証印(右図)を付し、基準器検査成績書を交付しています。



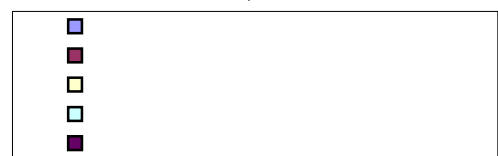
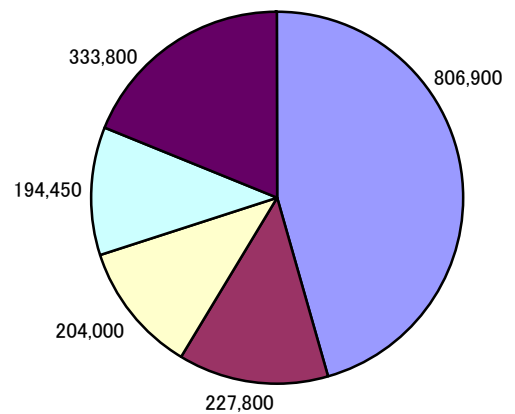
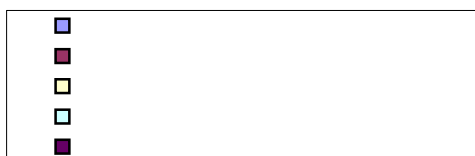
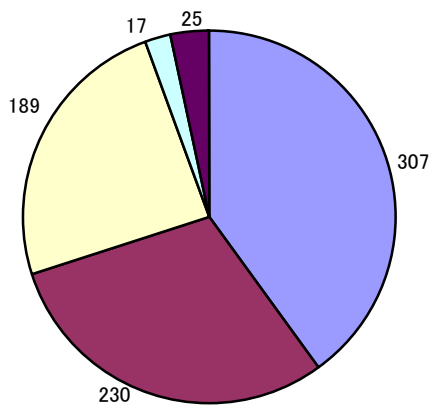
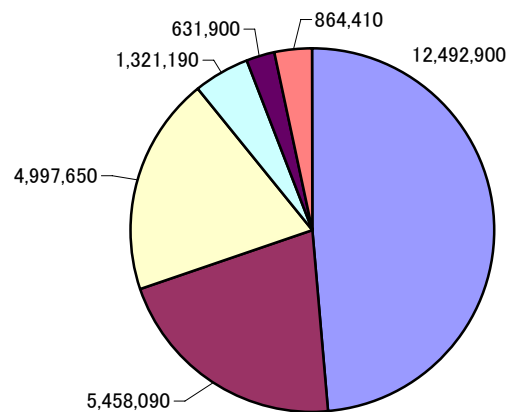
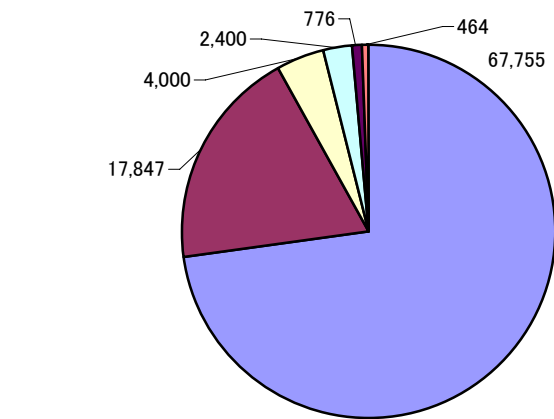
2 特定計量器検定・装置検査実績

		0	0
		17,847	147
		17,847	147
		119	3
		0	0
		3	0
		0	0
		0	0
		4	0
		1	0
		0	0
		0	0
		45	0
		172	3
		19	0
		776	1
		795	1
		2,073	2
		264	0
		45	1
		4	0
		14	0
		2,400	3
		54	0
		4,000	1
		67,755	5
		205	0
		74,414	9
	14	1	
		93,242	161

### 3 基準器検査実績

	17	0
	2	0
	189	13
	230	0
	307	0
	8	0
( )	0	0
( )	15	0
	768	13

### 4 検定・検査個数及び手数料比



5 検定・検査個数実績の推移

		0	0	0	0	0	0
		14,975	84	15,484	63	17,847	147
		14,975	84	15,484	63	17,847	147
		112	0	109	1	122	3
		26	0	7	0	5	0
		29	0	0	0	45	0
		167	0	116	1	172	3
		43	0	13	1	19	0
		1,983	0	1,097	0	776	1
		2,026	0	1,110	1	795	1
		90	0	890	2	2,073	2
		283	1	315	0	264	0
		57	0	31	1	45	1
		7	0	3	0	4	0
		1	0	5	0	14	0
		438	1	1,244	3	2,400	3
		55	0	29	0	54	0
		3,502	0	3,503	0	4,000	1
		69,257	15	67,119	25	67,755	5
		191	0	221	0	205	0
		73,443	16	72,116	28	74,414	9
		12	1	14	0	14	1
		90,623	101	88,840	93	93,242	161

6 基準器検査個数実績の推移

		0	0	8	0	17	0
		3	1	5	0	2	0
		1,195	11	928	5	726	13
		10	0	5	0	8	0
		15	0	9	0	15	0
		1,223	12	955	5	768	13

## 第 4 特定計量器の定期検査

### 1 概 要

商店・工場・事業場・病院等で、取引又は証明に使用されている特定計量器(はかり・おもり・分銅)は、法第19条の規定により、2年に1回の周期で実施される定期検査を受検しなければなりません。

この検査は、使用中の特定計量器の正確さを維持するためのもので、関係市町村の協力を得て事前に十分な調査と通知等を行って、未受検者がいないよう努めています。

定期検査に合格した特定計量器には、一般消費者にもわかるように見やすいところに合格シールを貼っています。また、不合格の特定計量器には検定証印を抹消するとともに所有者に不合格票を発行し、修理・廃棄・買い替え等の処置をさせ、不良な特定計量器の使用を防止しています。

本県では、社団法人福岡県計量協会を法第20条の指定定期検査機関に指定し、ひょう量が300kg以下の非自動はかり及びおもり、分銅の定期検査業務については県に代わり指定定期検査機関で行っています。

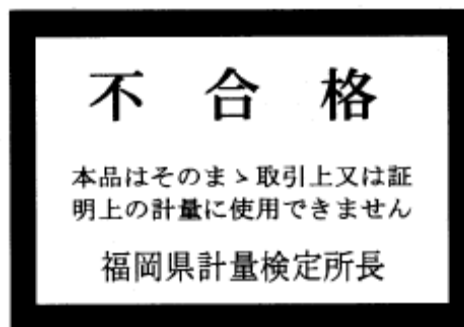
また、法第25条の規定により、定期検査に代わる計量士(代検計量士)による検査も行われています。

なお、県内の代検計量士は平成20年4月1日現在25名います。

検査合格シール



不合格シール



定期検査の実施周期 (市町村別)



2 定期検査の検査実績 (市・郡別)

		2	5	0	9	381	577	5	310	916	3
					4	156	236	6	122	281	0
		1	2	0	7	331	441	4	76	160	2
		1	1	0	3	134	242	3	82	336	0
		1	2	0	4	162	256	5	90	198	0
		1	1	0	9	400	635	6	238	717	6
					2	71	107	3	98	177	1
					5	728	941	14	36	122	0
		6	11	0	43	2,363	3,435	46	1,052	2,907	12
		7	9	0	11	377	640	7	242	827	2
					14	510	687	5	83	150	0
					1	46	54	1	17	62	0
		1	1	0	6	229	328	5	72	118	1
		1	2	0	8	226	349	7	174	412	4
					5	209	282	0	70	167	0
					1	33	47	1	17	67	0
					2	79	284	9	25	68	0
		9	12	0	48	1,709	2,671	35	700	1,871	7
		15	23	0	91	4,072	6,106	81	1,752	4,778	19

検査台数には、分銅・おもりを除く

### 3 特定計量器器種別定期検査の検査実績

	12	0	1,198	32	2,752	7
			116	1	211	0
			44	1	24	0
			134	4	13	0
			2	0	2	0
			49	0	10	0
			8	0		
	10	0	325	7	262	0
	1	0	4,084	32	1,366	11
			137	4	97	1
			9	0	41	0
	23	0	6,106	81	4,778	19
			969	0	468	0
			17	0	0	0
	70	0	1,441	5	998	6
	70	0	2,427	5	1,466	6
	93	0	8,533	86	6,244	25

定期検査には、所在場所定期検査を含みます

### 4 定期検査実績の推移

		4,824	9,325	87
		5,779	11,135	111
		5,552	10,057	80
		6,220	11,685	103
		5,839	10,907	100

検査台数、不合格台数には、分銅・おもりは含みません

## 第 5 計量証明事業者の計量証明検査

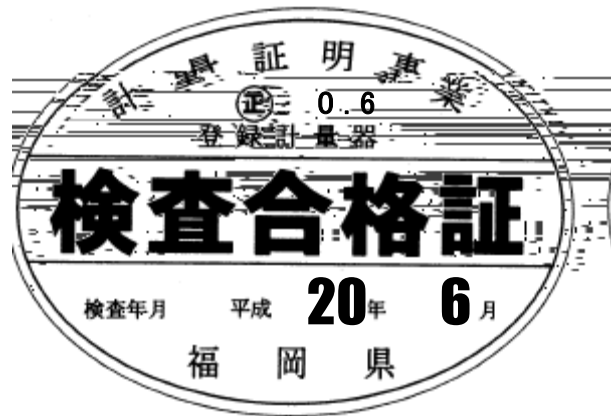
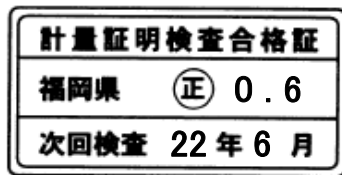
### 1 概 要

計量証明事業を行うために、知事の登録を受けた一般計量証明事業者及び環境計量証明事業者が使用する特定計量器について、法第116条の規定により器種の区分により1年～5年に1回の周期で計量証明検査を実施しています。

検査周期は、次のとおりです。

器 種	検査周期
	2 年
	5 年
	1 年
	3 年

検査合格シール



### 2 一般計量証明事業者の計量証明検査実績

	4	0	2	0
	1	0	1	0
			11	0
			41	0
	1	0	10	0
	1	0	8	0
	7	0	73	0

### 3 環境計量証明事業者の計量証明検査実績

	0	
	0	
	17	0
	0	
	10	0
	0	
	8	0
	3	0
	0	
	11	0
	16	0
	65	0

### 4 計量証明検査実績の推移

	79	0	69	0	80	0
	21	0	76	0	0	
	7	0	16	0	0	
	0		43	0	17	0
	11	0	42	0	0	
	0		17	0	10	0
	0		0		0	
	0		4	2	8	0
	0		1	0	3	0
	0		0		0	
	0		20	2	11	0
	0		16	0	16	0
	118	0	304	4	145	0

## 第 6 立 入 検 査

### 1 概 要

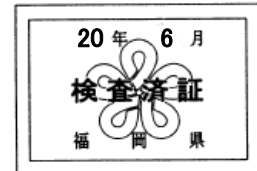
適正な計量の実施を確保するため、法第148条の規定に基づき計量関係事業者や商店・工場等に立入り、使用中の特定計量器の検査・商品の量目検査及び計量管理実施状況の検査を実施しています。

#### ( 1 ) 特定計量器の立入検査

特定計量器を使用している事業所・商店・工場等を対象として、タクシメーター・質量計・燃料油メーター・液化石油ガスメーター・水道メーター・ガスメーター等の県民生活に不可欠な特定計量器について、有効期限の確認・メーターの管理台帳及び器物の検査を実施しました。

なお、立入検査を実施した特定計量器については、検査済証を貼付しています。

検査済証



#### ( 2 ) 商品量目の立入検査

計量法に定める特定商品について、消費生活物資の流通が多い中元時期・年末年始時期を中心に食品工場・大規模小売店等を対象として、正確な特定計量器を正しく使用し適正な量目を確保しているかどうか、商品量目の立入検査を実施しました。

#### ( 3 ) 定期検査の立入検査

#### ( 4 ) 計量関係事業者等の立入検査

##### ア 計量証明事業者の立入検査

環境計量証明事業者及び一般計量証明事業者に対し、登録事項及び事業規程に基づく事業が履行され、かつ適正な計量証明書の発行がされているか立入検査を実施しました。

##### イ 指定製造事業者の立入検査

指定製造事業者に対し、一定レベル以上の品質管理の能力を有し、安定的かつ継続的に特定計量器を製造することができるように品質管理の方法が維持されているか立入検査を実施しました。

##### ウ 届出製造・修理事業者の立入検査

届出製造・修理事業者に対し、検査設備の確認、検査義務の励行状況及び検査規則が確実に履行されているか立入検査を実施しました。

##### エ 届出販売事業者の立入検査

届出販売業者に対し、遵守事項が確実に守られているか立入検査を実施しました。

##### オ その他

質量標準管理マニュアルを提出し承認を受けた者、適正計量管理事業所に対し、所定の事項が履行されているか立入検査を実施しました。

## 2 立入検査結果

### (1) 特定計量器の立入検査結果

ガスメーター（都市ガス）立入検査結果表

1	2	1	107	0	0.0				
			2,711	0	0.0				

ガスメーター（家庭用プロパン）立入検査結果表

37	74	100	1,080	1	0.1		1		
			102	176,416	257	0.1		257	

燃料油メーター立入検査結果表

40	80	271	1,977	57	2.9		57		
			2,523	66	2.6		66		

液化石油ガスメーター立入検査結果表

0	0	0	0						
			0						

水道メーター立入検査結果表

10	20	12	237	1	0.4		1		
			202,105	2,169	1.1		2,169		

タクシメーター立入検査結果表

3	6	229	533	0	0.0				
			405	0	0.0				

子メーター（電気計器・水道）立入検査結果表

7	14	12	275	209	76.0		209		0
			321	260	81.0		260		0

表の上段は現場確認（外観・器差検査）、下段は台帳上の数を表します

( 2 ) 商品量目の立入検査結果

中元時期全国一斉量目立入検査結果表

				(%)		(%)			
								(%)	
7	7	14	8	57.1	693	0	0.0	61	8.8

立入実施市町村

直方市・太宰府市・宗像市・嘉麻市・苅田町・志免町・大木町

年末年始時期全国一斉量目立入検査結果表

				(%)		(%)			
								(%)	
7	7	14	4	28.6	700	2	0.3	25	3.6

立入実施市町村

行橋市・直方市・前原市・春日市・水巻町・那珂川町・岡垣町

( 3 ) 定期検査の立入検査結果

定期検査不合格(不適合)特定計量器の立入検査実績

	1	3	3	3

( 4 ) 計量関係事業者等の立入検査結果

		15	29
		21	21
		2	1
		6	12
		5	25
		0	0
		7	7

( 5 ) 苦情等に基づく調査依頼の立入検査結果

	4
	14
	0
	18



## 第 7 計量思想の普及啓発事業及びその他の指導事業

### 1 計量記念日事業

平成5年11月1日に計量法が改正施行されたのを記念して、毎年11月1日を「計量記念日」と定めて、この日を中心に各種記念日事業を実施しました。

#### (1) 計量記念日式典

期 日	平成19年11月1日(木)
会 場	博多サンヒルズホテル 福岡市博多区吉塚本町13-55
式典の概要	知事及び各団体会長の表彰 計量関係功労者及び計量管理実施優良事業所等  記念講演会 健康セミナー ～自分でできるメタボリック対策～ 森山スポーツ医科学研究所長 森山善彦 氏

#### (2) 計量ひろば

福津市・朝倉市・嘉麻市において移動相談所を開設し、計量に関する相談、健康・体力測定、計量ゲーム、各種計量器の展示、啓発パネルの展示、計量に関するパンフレットの配布を通じて、計量思想の普及を図りました。


### 2 計量モニター

消費生活物資の流過程における量目について、消費者自身にその現状を認識してもらい、計量思想の啓発を図るとともに、商品の生産者及び販売者に対して正確な計量について注意を促し、併せて計量モニターから寄せられた資料及び意見等を計量行政の推進に活用することを目的として実施しました。


( 1 ) 計量モニターの商品分類別集計表

	107	0	0.0	95	88.8	12	11.2
	446	31	7.0	401	89.9	14	3.1
	119	6	5.0	105	88.2	8	6.7
	174	11	6.3	136	78.2	27	15.5
	86	1	1.2	81	94.2	4	4.7
	48	5	10.4	40	83.3	3	6.3
	43	1	2.3	42	97.7	0	0.0
	155	1	0.6	151	97.4	3	1.9
	2	0	0.0	2	100.0	0	0.0
	1,180	56	4.7	1,053	89.2	71	6.0

( 2 ) 計量モニターの地区別集計表

	789	37	4.7	713	90.4	39	4.9
	391	19	4.9	340	87.0	32	8.2
	1,180	56	4.7	1,053	89.2	71	6.0

### 3 試買商品量目審査会

消費生活物資の販売過程における商品量目の実態を把握することにより、正量取引を推進し併せて地域消費者の計量思想の普及を図るため、特定商品を大規模小売店等から試買し、消費者、官公庁等の参加による審査会を開催しました。

なお、研究会において量目表示の実態、内容量表記商品の問題点等を検討し、消費者への普及啓発に努めるとともに、関係業界への指導及び計量の適正化に努めました。

期 日	平成19年12月6日(木)		
会 場	春日市役所 4階 会議室		
審査会の概要	量目審査会 研究会	午前10時 ~ 正午 午後1時 ~ 午後3時	

#### (1) 試買商品量目審査会結果表

				(%)		(%)		(%)	
	6	30	1	3.3	29	96.7	0	0.0	
	6	30	0	0.0	30	100.0	0	0.0	
	6	30	4	13.3	26	86.7	0	0.0	
	6	30	0	0.0	28	93.3	2	6.7	
	6	30	0	0.0	30	100.0	0	0.0	
	6	30	0	0.0	30	100.0	0	0.0	
( )	6	30	0	0.0	30	100.0	0	0.0	
	42	210	5	2.4	203	96.6	2	1.0	

### 4 計量教室

特定商品をスーパー・一般小売店等から試買し、量目が正しく計られているか消費者と審査を行い日頃の商品量目の実態を把握するとともに、計量誤差の要因を研究し、消費者に日常生活に密接な計量の重要性について意識を高めてもらい、広く計量思想の普及を図るため実施しました。


( 1 ) 商品別量目審査結果表

	10	0	0.0	10	100.0	0	0.0
	10	3	30.0	7	70.0	0	0.0
	10	0	0.0	10	100.0	0	0.0
	10	1	10.0	9	90.0	0	0.0
	10	0	0.0	10	100.0	0	0.0
	50	4	8.0	46	92.0	0	0.0

( 2 ) 地区別量目審査結果表

	25	2	8.0	23	92.0	0	0.0
	25	2	8.0	23	92.0	0	0.0
	50	4	8.0	46	92.0	0	0.0

5 おもしろ計量教室

5

PR


## 6 計量管理強調月間

各企業及び流通販売業並びに特に適正計量管理事業所における計量管理を強力に推進し、計量の安全を確保するとともに、校正技術・試験技術・品質管理システム技術等の向上をはかることにより、広く経済の発展に貢献することを目的として実施しました。




### (1) 計量技術講習会の実施


## 7 講習会等

### (1) 一般計量証明事業者主任計量者講習会

計量協会の計量証明事業者部会が主催する一般計量証明事業者主任計量者講習会に、計量証明事業の主旨及び社会的責任を認識して頂くために講師を派遣しました。

ア 新規対象者 平成19年8月21日 福岡県計量検定所  
イ 再講習(5年サイクル) 平成19年10月16日 福岡県計量検定所

### (2) 福環境計量士部会講習会

福環協計量士部会が主催する講習会に、環境計量証明事業の技術向上のため講師を派遣しました。

平成20年3月7日(金) 福岡県計量検定所

### (3) (社)福岡県計量協会計量管理部会の実務研修

(社)福岡県計量協会計量管理部会が主催する実務研修会に「適正計量管理事業所の適正な運用について」と題する講習を行うために講師を派遣しました。

平成19年12月14日(金) 新日本製鐵(株) 八幡製鐵所  
総合センター デジジョンルーム

## 第 8 その他

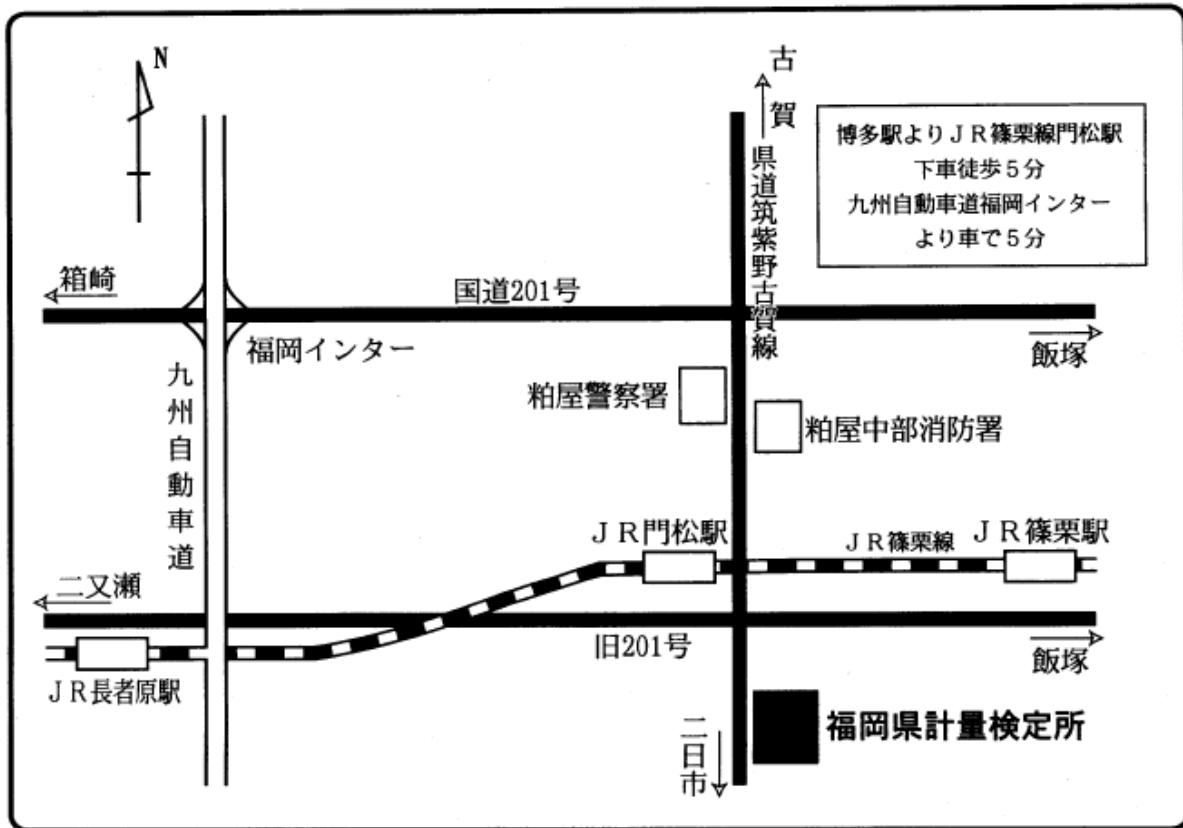
### 1 特定市

	810-0014	2 6-5	092-524-0231 092-524-0299	
	803-0805	6-2	093-592-2012 093-562-7803	
	830-0037	1830-6	0942-30-7700 0942-30-7715	

### 2 計量関係団体等

( )	811-2302 ( )	188-2	092-939-2912 092-939-2912		289 4
	812-0011 27-23	3 4F	092-414-3173 092-414-3173		63
	810-0014 ( )	2 6-5	092-524-0231 092-524-0299		100
	803-0805 ( )	6-2	093-592-3400 093-592-3400		43
	815-0032	2 1-40	092-541-3031 092-541-2979		
( )	841-0081	239-1	0942-83-7763 0942-83-7742		
	815-0032	2-1-28	092-551-1317 092-551-1324		

3 計量検定所案内図



## 計 量 行 政 概 要

発 行 平成 2 0 年 7 月

編 集 福岡県計量検定所

〒811-2302

糟屋郡粕屋町大字大隈 1 8 8 番地 2

TEL 0 9 2 - 9 3 9 - 1 5 4 1

FAX 0 9 2 - 9 3 9 - 1 5 4 2